

## 令和2年度 第1回子どもにやさしいまちづくり推進会議（要約表記）

【日 時】 令和2年 10月 15日（木） 14:00～15:45

【場 所】 豊田市役所南庁舎 52 会議室

【出席者】

（会場出席委員） ※委員名は五十音順

石川 範明	（豊田市区長会 理事）
板倉 小夜子	（豊田市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長）
太田 浩司	（名古屋法務局豊田支局総務課 課長）
大橋 一之	（連合愛知豊田地域協議会 代表）
小黒 泰之	（市民公募委員）
川口 幸加	（豊田市私立幼稚園保護者の会連合会 会長）
釘宮 順子	（NPO団体 フリースペースK 代表）
野上 孝之	（豊田市青少年健全育成推進協議会 会長）
野口 眞弓	（日本赤十字豊田看護大学 教授）
芳賀 三千代	（豊田市母子保健推進員の会 副会長）
花木 友行	（豊田市PTA連絡協議会 会長）
福上 道則	（豊田市私立こども園 園長）
藪押 光市	（豊田商工会議所 事務局長）
山田 淳子	（豊田市小中学校長会 矢並小学校長）
山田 麻紗子	（豊田市子どもの権利擁護委員）
萬屋 育子	（認定NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA）理事）

（リモート出席委員）

斎藤 万里	（トヨタ自動車株式会社人材開発部第1人事室ダイバーシティ推進グループ グループ長）
高橋 昌久	（一般社団法人豊田加茂医師会 副会長）
早川 操	（椋山女学園大学 教授）
丹山 珠美	（市民公募委員）

（事務局）

杉坂 盛雄	（子ども部 部長）
竹内 寧	（子ども部 副部長）
佐野 均	（子ども部次世代育成課 課長）
渡邊 薫	（子ども部次世代育成課 副課長）
牛丸 直樹	（子ども部次世代育成課 担当長）
秋田 真由	（子ども部次世代育成課 主事）
河合 賢典	（とよた子どもの権利相談室 室長）
神谷 氏年	（子ども部子ども家庭課 課長）
熊谷 明典	（子ども部保育課 課長）
川北 尚志	（教育委員会教育政策課 課長）

岩月 章 (教育委員会学校教育課 課長)  
仲田 英成 (青少年相談センター 所長)

#### 【欠席者】

昉生田 和哉 (豊田市子ども会議 代表)  
神田 圭介 (愛知県豊田警察署生活安全課 課長)  
鈴木 哲也 (愛知県足助警察署生活安全課 課長)  
田浦 武英 (豊田市子ども会育成連絡協議会 会長)  
竹川 和人 (豊田市私立幼稚園協会 市推進委員)  
武田 靖志 (愛知県豊田加茂福祉相談センター センター長)  
中屋 浩二 (児童養護施設梅が丘学園 施設長)  
深田 恵利香 (豊田市こども園保護者の会 会長)

#### 【オブザーバー】

浅野 幸司 (愛知県豊田警察署生活安全課 課長代理)

### 1 開会 事務局

- ・令和2年度 第1回子どもにやさしいまちづくり推進会議を開会する。
- ・今回から Zoom での参加も可能としているので、4名の委員はリモートで出席している。
- ・本日、新任の委員を紹介させていただく。豊田市区長会理事 石川範明委員、豊田市PTA連絡協議会会長 花木友行委員、豊田市小中学校長会矢並小学校長 山田淳子委員、豊田市こども園保護者の会会長 深田恵利香委員、愛知県豊田加茂福祉相談センターセンター長 武田靖志委員である。なお、任期については、令和3年7月28日までである。
- ・本日、委員28名中20名が出席、8名がご都合により欠席されている。これにより、豊田市子ども規則第19条第2項に規定する委員の半数以上の出席を満たしており、本会議が成立していることを報告させていただく。
- ・豊田市では、公正で透明性の高い市政運営を推進するため、審議会及び会議録の公開に努めている。本日の会議においても、会議及び会議録を公開していく。
- ・本日は、傍聴の方が別室の南74委員会室にて8名いらっしゃる。また、会議録は市のホームページに掲載するので、予めご了承ください。

### 2 部長あいさつ

事務局  
部長

- ・まず、子ども部長 杉坂よりご挨拶申し上げます。
- ・昨年度、この場で多胎世帯に関する調査の報告をさせていただいた。検証委員会の行った調査をもとに改善策をまとめ、国へ提言した。その後、国も今年に入って多胎世帯に対する支援策を打ち出している。市としては、現在妊娠されている方、子育てをされている方のためになるように、取組を進めていきたいと考えている。
- ・また、今年度は学校などでの新型コロナウイルス感染症への対応が必要である。その中で一番悩んだのは、「密接」である。子どもたちにとっては、保護者や保

育士、教職員との密接な関係が重要で、それを欠くとその後の社会性や情緒に著しく影響する。これを失わせることは、子ども条例における子どもの「豊かに育つ権利」、「安心して生きる権利」が保障されていない状態であると考え。子どもにとって最善の環境にあるかどうか、様々な事業が子どもにとってよいか悪いかを評価するというのが、我々の役割である。本日欠席をしている子ども委員代表の筋生田さんから、「この会議で大人の皆さんに伝えたいことは、子どもが幸せで元気に暮らせるまちづくりをしていただくこと。ぜひ子ども目線で物事を考えて会議を進めてほしい」というメッセージを預かっている。まさに、子どもの最善の利益を考え、本日の会議を進められるようお願いしたい。

### 3 会長あいさつ

- 事務局 ・野口会長より皆様にごあいさついただく。
- 会長 ・子どもの視点というのは本当に大事である。それを実践するためには、「ソーシャルキャピタル」として子どものまわりの保護者等も健康でなければならない。子どもの最善の利益を守るために、まわりの健康も守っていけるような施策の推進を図ることを念頭に置き、本日は会議を進めたい。

### 4 議事

#### (1) 第2次子ども総合計画の令和元年度事業実績について（報告）

##### 【資料1】

- 事務局 ・これから議事に移らせていただく。議事の進行は、豊田市子ども規則第19条第1項の規定に「会長がその議長となる」とあるので、野口会長をお願いしたい。
- 会長 ・議事の一つ目、第2次子ども総合計画の令和元年度事業実績について、事務局から報告をお願いしたい。
- 事務局 ・今回の内容は、第2次子ども総合計画の令和元年度事業実施状況の総括である。
- ・第2次計画全体の総括については、第3次計画図書の8ページから11ページにかけて取組方針ごとに掲載している。
  - ・また、第2次計画の187の個別事業については、第3次計画を策定するにあたり、個別に点検を行い第3次計画に反映させていることもあり、説明を省略させていただく。
  - ・それでは、資料1の2ページをご覧ください。ここでは、第2次計画で重点事業に位置付けていた12事業について令和元年度の実績を踏まえ、第3次計画での方向性について説明する。なお、第2次計画図書では9事業で記載しているが、取組方針Ⅱの「0～2歳児の受入枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上」については4事業をまとめて1事業としていたので、ここでは細分化して説明させていただく。
  - ・左側の取組方針Ⅰでは、2つの事業を行っており、「育児コールセンター」及び「ふれあい子育て教室の開催」である。育児相談コールセンターについては、全体の総括欄にもあるが、平成28年度の開設以降、相談体制を継続している。これらの事業については、第3次計画でも引き続き取り組んでいく。
  - ・取組方針Ⅱでは、主にこども園関係の事業で4事業を行っている。令和元年度の実績は記載のとおりで全体の総括としても概ね事業の推進が図られたと考えている。なお、第3次計画で「-」としている「幼保連携型認定こども園の設

置の推進」については、第2次計画期間中に、11園で幼保連携型認定こども園への移行支援を行っており、移行を希望する私立幼稚園の対応は完了したことから第3次計画での事業の予定はない。

- ・3ページをご覧いただきたい。取組方針Ⅲでは、小中学生から30代の若者を対象とした5事業を行っている。令和元年度の実績は記載の通りで、全体の総括としても概ね予定通りの事業の推進が図られたと考えており、4事業については、第3次計画でも引き続き実施していく予定である。なお、3番目の「放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的運用」については、浄水北小学校と土橋小学校において事業の交流を図っているが、放課後児童クラブと居場所づくり事業の制度面での違いや、近年、地域学校共働本部による居場所づくり事業の実施が増えており運営の安定化を図ることなどから、今後の方向性については検討することとしている。
- ・最後に、取組方針Ⅴについては、親育ち交流カフェの開催についての昨年度の実施は記載のとおりである。引き続き、学校や地域に働きかけ実施していくこととしている。
- ・今の説明内容について、何かご意見・ご質問等はないか。
- ・ご意見・ご質問等が特にないようなので、次の議題に移らせていただく。

会長  
会長

## (2) 第3次子ども総合計画の事業推進について（協議）

### 【資料2（1～4）】

- 会長
- ・次に、「第3次子ども総合計画の事業推進について」を議題にする。事務局から説明をお願いしたい。
- 事務局
- ・第3次計画の事業推進をご協議いただく前に、第2次計画と第3次計画の変更点について説明をさせていただく。
  - ・資料2-1の2ページをご覧いただきたい。第3次計画では、取組方針を5つに変更している。具体的には、「子どもの権利の保障と青少年の健全育成」を「子どもの権利保障」と「青少年の健全育成及び若者支援」に分けている。これは、子ども総合計画の骨格となる部分が、子ども条例の理念に基づくものであり、条例制定から10数年が経ったが、改めて「子どもの権利の保障」を基本に据えたいというところから来ている。
  - ・3ページに、第2次計画、4ページに第3次計画の施策体系図を掲載しているのでご確認をお願いしたい。
  - ・5ページをご覧いただきたい。こちらは、基礎事業の変更点をまとめている。
  - ・第2次計画では、187事業としていたが、第3次計画では173事業としている。第3次計画の事業については、計画図書の146ページから173ページに一覧を掲載している。この一覧では、関連計画との整合性や子どもの条例との関連についても整理しているのでご確認をお願いしたい。
  - ・第2次計画の事業について点検した結果、概ね達成したとして第3次計画に掲載しなかった事業として、先ほども説明した「幼保連携型認定こども園の設置の推進」などがある。
  - ・また、修正を行った事業として、子ども総合支援拠点における児童虐待への早

期対応及び子育て相談・支援の実施などがある。これらは、主に法律改正や国からの通知などに基づき、新たな対応を図るものである。

- ・次に、6ページをご覧ください。第3次計画から追加、内容を強化した事業の抜粋を記載している。子どもの権利に関する啓発については、先ほどの取組方針の見直しとも関連し、強化すべき内容としている。このほかにも、情報通信技術、ICTの導入については、社会動向や市民ニーズを踏まえ、新たに取組む内容として位置付けている。ここに掲載のある事業は、重点事業群にも位置付けられており、重点的に取り組むこととしている。
- ・変更点の説明は以上となるが、子どもに関する施策は、10年、20年といった長期的な視点も必要であるとの認識から、一つ一つの事業について、継続すべきかどうか、継続するのであれば、環境変化への対応はできているか、あるいは新たに求められる事業はないかといった精査を行っている。

事務局

- ・次に、第3次計画の推進について説明する。
- ・資料2-2をご覧ください。計画を推進するにあたっては、子どもにやさしいまちづくり推進会議を始めとするいくつかの会議での議論や意見を活かしていくこととしている。市役所の関係課をメンバーに、「子ども・子育て支援庁内推進会議」を設置し、9月23日に会議を開催した。ここでは、主に重点事業群の推進について確認するとともに、子ども条例の理念に基づいた事業推進を図ることを改めてお願いしている。また、子ども会議の意見を聴くこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子ども会議の進め方については検討を行っているところである。
- ・3ページをご覧ください。PDCAサイクルについて説明する。4ページに具体的なスケジュールを記載しているが、令和2年度のP:計画の部分に今回の会議を位置付けており、ご意見をいただき事業の実施内容に反映をさせていく。そして、令和3年度に2年度の事業を評価・改善を図るとともに令和3年度の事業計画について、子どもにやさしいまちづくり推進会議に諮るといった工程で進めていく。なお、庁内の推進会議も子どもにやさしいまちづくり推進会議の前と後に開催することとしている。
- ・次に、5ページをご覧ください。基礎事業と重点事業群の関係について整理している。5つの取組方針を基本に施策体系を整理し、173の基礎事業を整理している。基礎事業の中で、7つのテーマの重点事業群に合致する事業をピックアップして整理しているといった関係になる。また、取組方針・施策目標・基本施策については、取組方針ごとに複数のアウトカム指標を設定し、令和5年度に予定している子ども・子育てに関する市民意向調査などを活用して評価していく。重点事業群、基礎事業については、後ほど説明する事業実績調書や庁内推進会議を通じて、毎年の評価や実績管理を行っていくこととしている。

事務局

- ・重点事業群の推進方法について説明する。資料2-3をご覧ください。
- ・重点事業群は、重点的に取り組む7つのテーマについて複数の基礎事業から構成される事業群である。考え方として、テーマに含まれる基礎事業について見直しや改善を図っていくことでテーマのねらいの実現を目指していくこととしている。資料では、ねらい、ポイント、令和2年度の取組、事業例、関係課で整理している。ここでは、数値目標は設定せず、ねらいの実現に向けて関係課

が連携し、工夫や改善を図るなどのプロセスを重視していくこととしている。

- ・それぞれのテーマについて説明する。1「子どもの権利啓発の推進」は、市民の子ども条例、子どもの権利保障の理解促進をねらいとして、こども園や小中学校の理解促進、市民向けの啓発活動の推進を図ることがポイントとなっている。令和2年度はこども園、小中学校での権利学習プログラムの実施などを行っている。新たな取り組みとして、子どもの権利相談室の愛称を子どもたちから募集し、「こことよ」に決定した。また、動画によるPRも実施している。大人向けの啓発活動も重要であると考えており、まずは、身近な関係団体から子どもの権利に関する正しい理解が必要と考えているが、今年度は、新型コロナウイルスの影響で関係団体の活動がほとんどできない状況にあるため、実施方法については検討を行っているところである。また、昨年度から開始した小中学校での権利啓発事業についても実施方法等について検討しているところだ。
- ・2「子どもの孤困・きゅうさいプログラム」では、ねらいとしては、経済的困窮にとどまらない幅広い視点で、子どもの孤独や孤立、困難の解消に取り組むものとしている。子どもの権利保障を前提とした豊田市独自の概念で推進を図る。ポイントとしては、令和2年度には、フードパントリーの活用や生活保護受給世帯への就学支援、市雇用スクールカウンセラーの増員、こども園等の保育料の見直しなどを実施している。4ページに関係課の記載があるが、多岐の部署に渡っているので、情報を共有しながら取組を進めていく。
- ・3「情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実」は、第3次計画で新たに設定した項目である。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、国でもデジタル庁の創設が検討されるなど、大きな進展が見込まれる分野であると認識している。子育て支援に関しては、子育てをする市民の利便性向上、保育士が保育に専念できる環境整備をねらいとして進めていく。令和2年度は、予定していた取組に加え、新型コロナウイルスの影響もあり、システム構築を積極的に取り組んでいる。資料に記載があるように、こども園での登降園管理事務等のシステム導入、放課後児童クラブ及びこども園での当初申込申請の電子化、放課後児童クラブの緊急メールの導入などを行っている。この分野については、市全体で進めていく情報化の推進とも足並みを揃えて取り組んでいく。
- ・4「虐待防止及び対応策の強化」は、計画策定時にもご意見を多くいただいた項目であると認識している。児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応をねらいとして、関係機関との連携強化、支援体制の強化がポイントとなっている。令和2年度では、子ども家庭課から児童相談所に職員を派遣し連携を強化しているほか、スーパーバイザーの導入も図っているところである。
- ・5「待機児童対策」は、こども園、放課後児童クラブの待機児童の解消をねらいとしている。保育士の確保、保育士の働き方改革、施設整備の推進をポイントとしている。令和2年度については、私立こども園の分園整備による0～2歳児の定員拡大、こども園での使用済みおむつの回収、放課後児童クラブのプレハブ活動室の整備を進めている。
- ・6「義務教育後の社会参加活動の促進」は、青少年活動の促進、自立に困難を抱える若者の支援をねらいとしている。このテーマに関しては、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、活動に制約が生じているが、WEB会議の導入をするな

どの工夫をし、また若者サポートステーションにおける親の居場所づくりなどの新たな取組も進めている。

- ・ 7「少子化への対応」は、第3次計画で新たに設定した項目となっている。
- ・ 出生数の維持増加、子育て世帯にやさしいまちづくりの推進をねらいとしている。ポイントとしては、施策の対象を幅広く捉えた取組の推進、子育ての不安のシェア、解消、楽しさの共有をポイントにしている。令和2年度については、子育て支援プランの作成や、事業所訪問の際にWEB会議を導入し相談しやすい環境づくりを図るなどの取組を行っている。このテーマについては、国から少子化対策大綱が発表されたことや、関係課が多数にわたることなどから、情報収集、情報共有を図りながら取組を進めていく予定である。
- ・ 重点事業群については、庁内推進会議においても、重点的に議論を進めていく。この会議でいただいた意見を庁内会議で報告し、今年度、次年度の事業に活かしていきたいと考えているのでよろしくお願いいたします。
- ・ 資料2-4をご覧ください。事業実績調書の説明をしていく。この様式については、令和元年度の子どもにやさしいまちづくり推進会議でもお示ししているが、今回修正を加えたものである。
- ・ 進捗管理のポイントとしては、2点あると考えている。1点目は、事業の目的をしっかりと確認して事業を推進すること。特に、現在のような新型コロナウイルス感染症により、市民の意識や行動が大きく変わるような環境の中では、施策のねらいを確認し、事業手法の選択を決める必要があると考えている。第3次計画の策定段階でも、数値目標にとらわれるのではなく、事業目的を確認し、工夫や改善を図るプロセスが重要であると考えていたので、実施の段階でもこの考えに基づいて進めていきたいと考えている。
- ・ 2点目として、子どもの視点を大切にすること。1点目とも関連するが、事業の工夫や改善を図る際に、子どもの視点を忘れないようにいかに仕組みの中に落とし込むことができるかと考えている。この様式のポイントは、四角の枠囲みにあるように、いかに子どもの視点で事業に取り組めるかということであると認識している。そのため、この調書では、単に事業の実績を管理するだけではなく、子ども総合計画に掲げる事業については、「子どもの視点」が常に求められていることを関係課に意識づけることもねらいとしている。
- ・ なお、この様式を使って今年度の事業を管理していくため、とりまとめ後の報告は次年度になる。

事務局

会長

- ・ 説明内容について、ご意見・ご質問等はあるか。特に、重点事業群の推進については、今回の会議の協議事項になっているため、各重点事業への関係課の取組やポイントについて、不明な点やご意見があればお願いしたい。

委員

- ・ 全体を通して、豊田市が子ども条例に基づき、子どもの視点に立って計画を進めていくことが分かった。そのうえで、さらに具体的な指標やプロセスが必要だと思う。例えば、資料1の2ページにある「育児コールセンターの設置」については、設置したことだけでなく実際に年に何件ほど電話があり、どのような内容だったのか、電話相談によりどのような課題に取り組むことができたか等をまとめ、それをもとにその後の目標を立てるとよいと考えられる。
- ・ 資料2-3の重点事業群4の虐待防止については、児童相談所での取り組みだ

けでなく、虐待から保護された子どもたちの家庭養育をどう進めるかという施策を考えるべき。現在、国全体においても施設養育から家庭（里親）養育にシフトしている。

事務局

- ・ 1点目の計画の推進、評価の質問についてだが、アウトプットの評価だと、指標の数字にとらわれてしまうという欠点が考えられる。各課の実施調書において、取組内容や件数などの実績はもちろん出してもらい、それを踏まえたうえで子どもの視点を大切にして事業を進めるようにしていく。
- ・ 2点目の児童虐待の質問については、今年度子ども家庭課から児童相談所へ1年間職員を派遣しており、その中の気づきとして話に出ている。里親に対し、市としてどのように支援すべきかを考えなければならない。

会長

- ・ 他にご意見・ご質問等はないか。

委員

- ・ 青少年健全育成の視点からいうと、小中学校では、コロナ禍において従来通りの学級編成では学校生活が難しくなっていると思う。例えばクラスの人数編成を変える等、学校において安心・安全な環境を作るための市の施策としての提案があれば教えてほしい。

事務局

- ・ 学校での子どもたちの過ごし方については、文部科学省の感染症防止マニュアルに従ってコロナ禍でのマナーを指導している。人数編成については、現在国のほうで30人学級の話も出ているところであり、今後国や県の動きを見ながら対応を考えていく。

会長

- ・ 他にご意見・ご質問等はないか。

委員

- ・ 資料2-3の重点事業群2について、コロナ禍で家庭内の経済的なことや養育について既に相談の対応をしていると思うが、それでもなお見えていない部分にはどのように対応するか。特に子ども食堂やフードパントリーの関係でよい方法あれば教えてほしい。
- ・ また、資料1に出てきた、放課後児童クラブと地域子ども居場所づくり事業の運用について、今後整理していくという話だったが、そもそもこの2事業のシステム上の違い、スタッフの待遇の違いを教えていただきたい。

事務局

- ・ 1点目の、コロナ禍で見えにくくなっている家庭に対してどのように対応するかという質問については、生活困窮者自立支援事業を行っていく。本事業では、生活困窮者に対してアパート代等経済的支援を行っている。また、心配な世帯や不登校の子どもがいる家庭には、社会福祉協議会と一緒に状況確認のための訪問を行い、学習支援事業や子ども食堂事業につなげていく。そのほかにも、課題とされているのが、外国人の子どもが学校に行けていないという状況である。今後、訪問での学習支援やICTを活用した学習支援を進めていきたい。
- ・ 2点目の、放課後児童クラブ（以下「クラブ」）と地域子ども居場所づくり事業（以下「居場所」）の制度面の違いとしては、クラブは厚生労働省が所管し、居場所は文部科学省が所管している。クラブは共働き世帯の1～4年生（支援を必要とする場合は5、6年生も可）が対象である。預かりに料金が発生するため、その日どの児童が来るかという管理から帰りの引き渡しまでしっかり対応をしている。一方、居場所については、地域の大人による見守り活動というボランティア的な形になっている。最近は地域学校共働本部が担っている地域もある。対象児童にも制限はなく、登録も当日記名する程度の緩やかな形で行っ

ている。よって、スタッフの位置づけが少し違っており、制度面での違いもあることから、処遇についても違いは生じている。

- ・地域学校共働本部による地域子どもの居場所づくり事業は、近年立ち上がったところが多く、現在試行中である。国は2事業を一体的に進めることとしているが、それぞれ事業者や地域のボランティアさんに想いを持ってやっていただいているため、整合を図りつつ進めていきたい。

会長

- ・ほかに意見がなさそうなので、次の議題へ移る。

### (3) いじめの現状、防止等に関する取組について（協議）

#### 【資料3】

会長

- ・いじめの現状、防止等に関する令和元年度の取組について報告する。いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会をこの子どもにやさしいまちづくり推進会議の中に位置づけており、いじめ防止に関する取組について、関係団体が情報共有を図ることとしている。青少年相談センターから説明をお願いしたい。

事務局

- ・資料3をご覧ください。
- ・いじめの防止に関する教育委員会の主な取組としては、まずいじめの早期発見のため毎月のいじめの状況調査を行っている。また、文部科学省の調査では、毎年、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を行っている。
- ・学校との連携として、いじめの早期相談票の提出があった場合は、指導主事とスクールソーシャルワーカーで構成されるいじめ事案検討会議で協議し、学校等で早期対応を行っている。
- ・いじめ対応に関する研修としては、まず現職研修訪問（教員に対し、いじめ・不登校や虐待対応等についての研修を行う取組）を行っており、今年度は小学校6校で開催した。教師向けいじめ対応研修会は同朋大学の目黒先生に、パルクとよた公開セミナーは愛知県弁護士会の高橋先生に、それぞれ講師としてお越しいただき、開催した。また、児童生徒・保護者向けいじめに関する研修会を希望のあった小学校3校、中学校1校で開催した。
- ・委員会等については、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等を構成員としたいじめ防止対策委員会、教職員代表や専門家を構成員としたいじめ・不登校対策推進委員会を開催した。両委員会で協力し、「教師のためのいじめ防止・対応マニュアル」の改訂を行います。
- ・いじめの相談支援等については、いじめの早期発見・対応のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の相談員を配置している。また、臨床心理士による面接相談や、「はあとラインとよた」による電話相談を行っている。24時間対応やチャットでのやり取りのできる窓口を加筆した「児童生徒向け相談カード」については、4月に全小中学校へ配布した。
- ・各学校の取組状況としては、学校いじめ防止基本方針の見直し、アンケートや教育相談の実施、校内いじめ対策委員会の開催を行っている。また、各校の実情に合わせて情報モラルに関する授業や道徳科の授業を行っている。
- ・豊田市のいじめの認知件数の推移については、年度末収束率が減少傾向にある。

いじめの解決とは、保護者や教職員等まわりの人が見ていじめはないと判断できる状態を指しており、いじめが解決された後3か月間は十分な経過観察や必要に応じて面談等を行っていじめの解消（収束）の判断としている。

・いじめの早期相談票の活用については、令和元年度に提出された64件すべての学校と連絡を取り、必要に応じて訪問や面接を行っている。

会長  
委員

・説明のあった件に関してご意見・ご質問はあるか。

・全国的には、小学校2年の児童にいじめが多いと聞いたことがある。自殺も小学生が多いと聞いた。豊田市ではどうなのか？

事務局  
委員

・高学年と低学年でいじめの内容が違うため、学年応じた対応が必要と考える。

・一度いじめられると長期に渡って続いてしまう傾向があり、完全な解決は難しい。また、コロナ禍で子どもたちもストレスがたまり、いじめは起こりやすくなると思うので、今後も丁寧に取り組んでほしい。現在、自分は登下校中の子どもの見守り活動を行っている。このように、組織に属さなくてもよいので、少しでも周りの大人ができることをしていけるとよい。

事務局

・コロナ禍でやはり子どもたち不安定になっている。対応として、コロナ禍で学校が再開した際や、芸能人の自殺で話題になった際に、心の危険信号のサインの読み取り方等について学校へ文書を出し、例年以上に丁寧に対応するよう取り組んでいる。

会長  
委員

・ほかにご意見・ご質問はないか。

・学級編成等、コロナ禍での学校の対応について、豊田市が率先して対策を行ってほしい。

・児童相談所が中核市でも設置できるようになった。児童相談所があると、市役所でのサービスを虐待予防とつなげることが可能になる。例えばDV防止についても、保健センターのパパママ教室で教えることができる。虐待とは違うしつけの仕方も早い段階から教えることができる。豊田市でも児童相談所を設置してほしい。

委員

・妊娠早期から父母に子どもの権利について知ってもらいたい。母子手帳に載せるなどするとよいと思う。

会長

・以上をもって、議事を終了させていただく。それでは事務局にお返りする。

5 その他 (仮称) 豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進  
及び意思疎通の円滑化に関する条例の制定について  
(市 障がい福祉課から情報提供)

6 閉会

事務局

・それでは、以上をもって令和2年度第1回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を終了する。